
佐倉市上下水道ビジョンの策定及び料金等の在り方に関する懇話会
第7回資料③
—佐倉市下水道事業の使用料体系について(パターン②の改定水準)—

平成28年1月19日

佐倉市 上下水道部 事業管理課

目次

- | | |
|-------------------------|----|
| 1. 使用料体系の検討にあたって | 2頁 |
| 2. 使用料体系について(パターン②)(参考) | 6頁 |

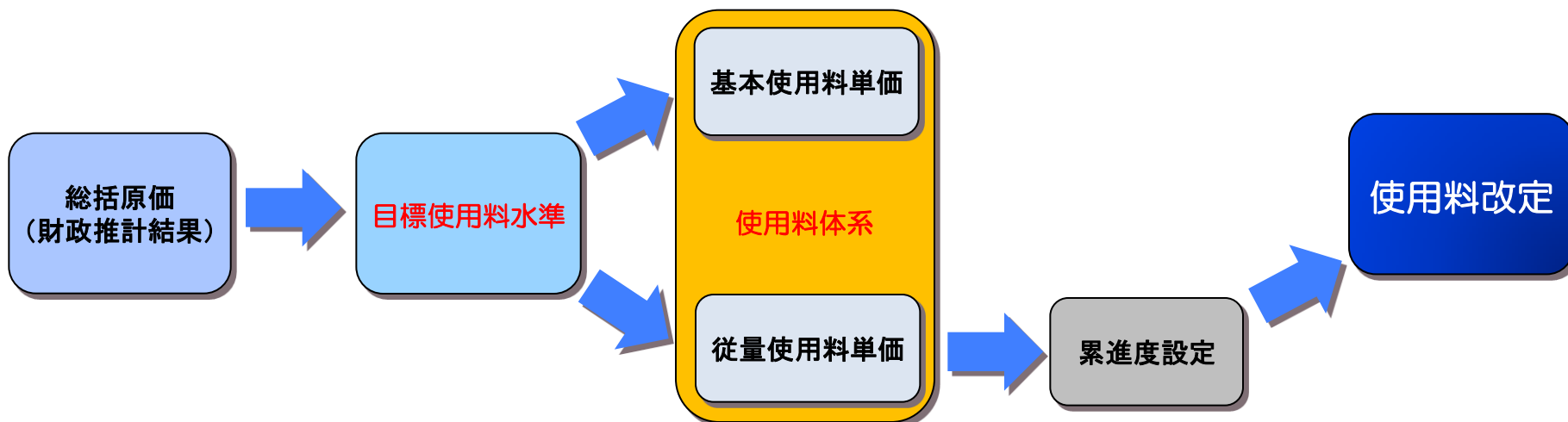
1. 使用料体系の検討にあたって

(1) 使用料改定までのプロセス

① 使用料水準の位置付け

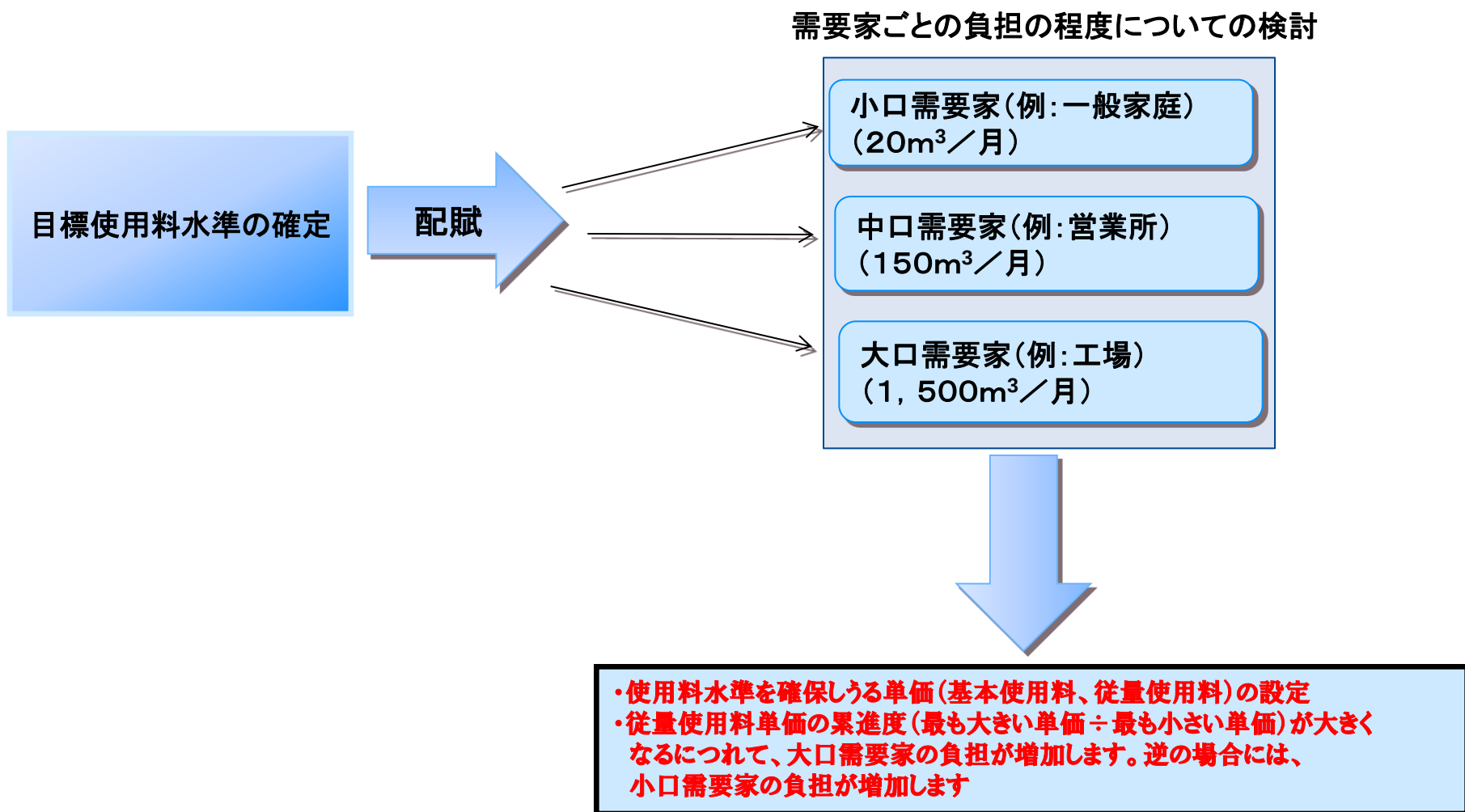
- これまでの懇話会における審議において、今後の持続可能性の確保に向けて、下水道使用料の改定について早急に検討する必要があるとの結論が得られています。
- 具体的な使用料改定のプロセスは下図の通りですが、まず使用料算定期間における使用料水準（使用料算定期間における使用料収入の総額）の目標値を設定する必要があります。
- 目標使用料水準を設定した後に、使用料体系（目標とする使用料水準を確保しうる使用料単価（基本使用料、従量使用料）、従量使用料単価の累進度の設定について検討する必要があります。

② 使用料改定までのプロセス



(2) 使用料体系を検討するにあたって

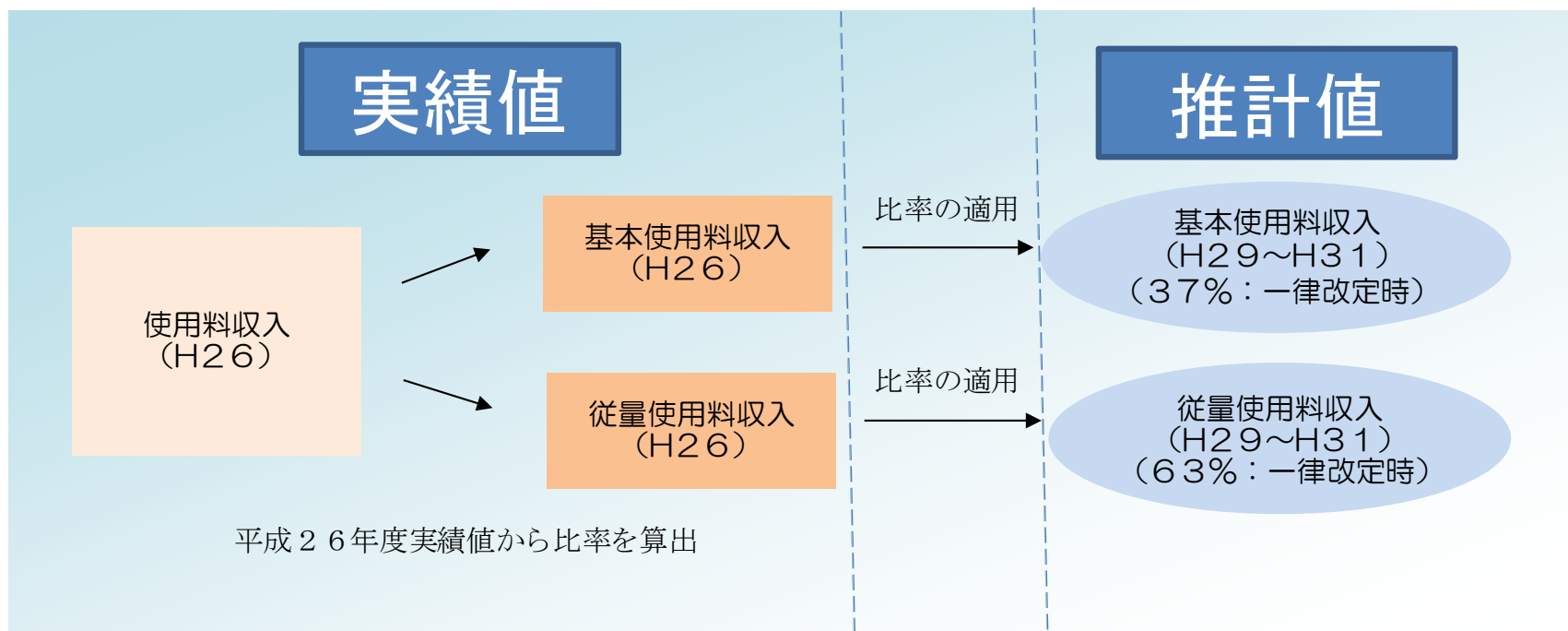
使用料体系の検討にあたってのイメージ図



(3) 使用料体系検討の前提

- 現行の使用料収入における基本使用料収入と従量使用料収入の比率を踏まえて、この比率を極力変更しないことを前提に、基本使用料単価と従量使用料単価を検討しました。
- 本資料では、平成29年度から平成31年度(使用料算定期間)における使用料収入の推計値は、パターン②(国庫補助金と県補助金を総括原価から控除する)に極力一致することを前提としました。
- また、使用料体系の累進度については、現行と同程度のパターン、現行より高いパターン、現行より低いパターン、について検討しました。

現行の基本・従量比の推計値への適用のイメージ図



2. 使用料体系について(パターン②)(参考)

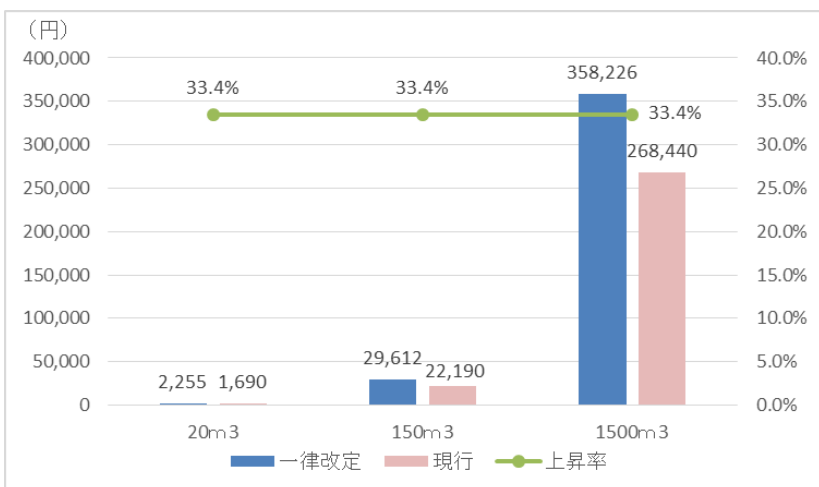
(1) 使用料金表案①-A(基本と従量の比率が37%対63%:一律改定)

- 現行の排水量帯区分別の単価に平成29年度から平成31年度にかけての使用料収入総額の改定率(33.4%)を乗じて算出したパターンとなります。ただし、使用料単価の端数調整はなされていません。
- 設定した使用料体系案に調定件数及び有収水量の推計値を乗じて得た使用料収入の改定率は、33.4%となります。
- 平均的な一般家庭(20m³/月)、中口需要家(150m³/月)、大口需要家(1,500m³/月)のいずれにおいても、上昇率が33.4%となり、需要家ごとの負担度合いが等しくなっています。

使用料金表案(一律改定(改定率:33.4%))

区分	基本使用料 (税抜) (円)	従量使用料 (排水量帯区分 (m ³)) (税抜) (円)							(税抜)
		1~10	11~20	21~30	31~50	51~100	101~500	501~	
一律改定 (端数調整なし)	1,121	0	113	140	180	214	234	247	使用料収入(千円) (平成29年度~平成31年度)
現行	840	0	85	105	135	160	175	185	7,088,614
									累進度(倍)
									2.2
									改定率(%)
									33.4

使用料と上昇率(排水量帯別)(税抜)



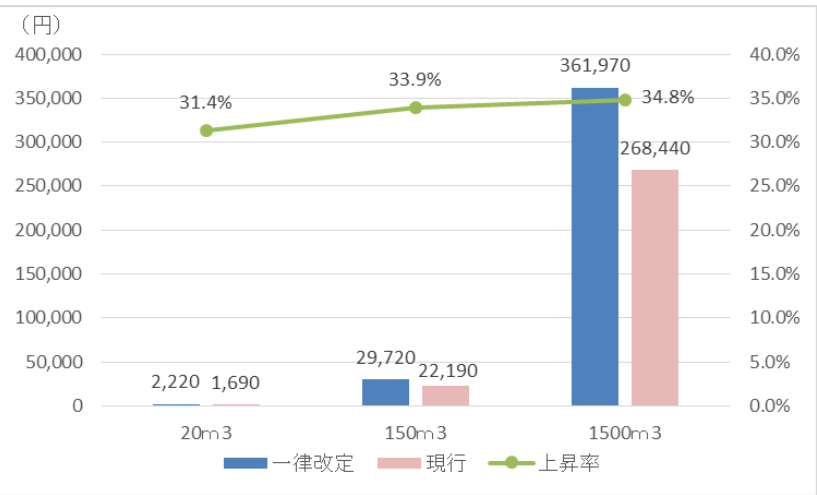
(2) 使用料金表案①-B(基本と従量の比率が37%対63%:一律改定(端数調整))

- 現行の排水量帯区分別の単価に平成29年度から平成31年度にかけての使用料収入総額の改定率(33.4%)を乗じて算出したパターンとなります。ただし、使用料単価の端数調整を行っているため、目標使用料水準の数値とは若干異なっています。
- 設定した使用料体系案に調定件数及び有収水量の推計値を乗じて得た使用料収入の改定率は、32.9%となります。
- 平均的な一般家庭(20m³/月)、中口需要家(150m³/月)、大口需要家(1,500m³/月)のいずれにおいても、上昇率は30%台前半で推移します。

使用料金表案(一律改定(改定率:33.4%))

区分	基本使用料 (税抜) (円)	従量使用料 (排水量帯区分 (m ³)) (税抜) (円)							(税抜)	
		1～10	11～20	21～30	31～50	51～100	101～500	501～	使用料収入(千円) (平成29年度～平成31年度)	7,057,949
一律改定 (端数調整あり)	1,120	0	110	140	180	215	235	250	累進度(倍)	2.3
現行	840	0	85	105	135	160	175	185	改定率(%)	32.9

使用料と上昇率(排水量帯別)(税抜)



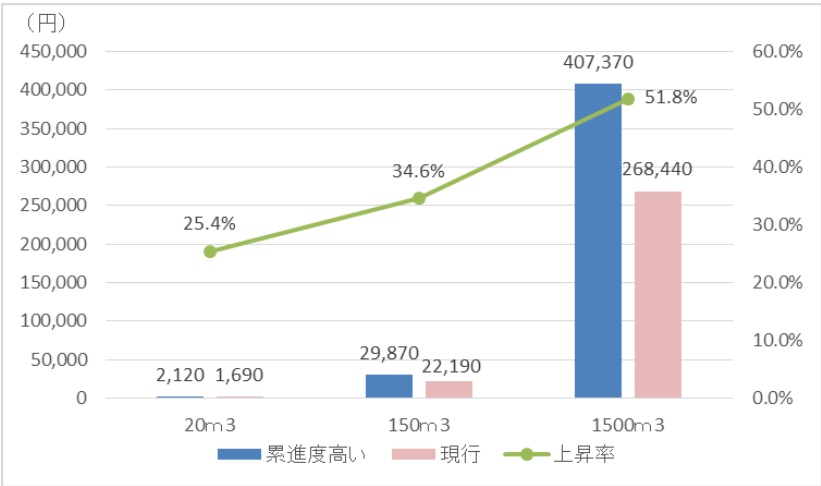
(3) 使用料金表案②(基本と従量の比率が37%対63%: 現行より累進度高い)

- 従量使用料単価の累進度を(約2.2倍)より高く設定したパターンとなります。
- 設定した使用料体系案に調定件数及び有収水量の推計値を乗じて得た使用料収入の改定率は、33.2%となります。
- 平均的な一般家庭(20m³/月)にて25.4%の上昇となるのに対し、中口需要家(150m³/月)では34.6%、大口需要家(1,500m³/月)では51.8%の上昇となります。

使用料金表案(累進度高い)

区分	基本使用料 (税抜) (円)	従量使用料 (排水量帯区分 (m ³)) (税抜) (円)							(税抜)	
		1～10	11～20	21～30	31～50	51～100	101～500	501～	使用料収入(千円) (平成29年度～平成31年度)	7,074,101
累進度高い	1,120	0	100	135	170	210	250	290	累進度(倍)	2.9
現行	840	0	85	105	135	160	175	185	改定率(%)	33.2

使用料と上昇率(排水量帯別)(税抜)



(4) 使用料金表案③(基本と従量の比率が37%対63%: 現行より累進度低い)

- 従量使用料単価の累進度を現行(約2.2倍)より低く設定したパターンとなります。
- 設定した使用料体系案に調定件数及び有収水量の推計値を乗じて得た使用料収入の改定率は、33.2%となります。
- 平均的な一般家庭(20m³/月)では49.1%と大幅に上昇するのに対し、中口需要家(150m³/月)では11.9%、大口需要家(1,500m³/月)では9.7%の上昇にとどまります。

使用料金表案(累進度低い)

区分	基本使用料 (税抜) (円)	従量使用料 (排水量帯区分 (m ³)) (税抜) (円)							(税抜)	
		1～10	11～20	21～30	31～50	51～100	101～500	501～	使用料収入(千円) (平成29年度～平成31年度)	7,074,199
累進度低い	1,120	0	140	145	155	170	185	205	累進度(倍)	1.5
現行	840	0	85	105	135	160	175	185	改定率(%)	33.2

使用料と上昇率(排水量帯別)(税抜)

